

平成 26 年度第 1 回青森市健康福祉審議会高齢者福祉専門分科会 会議概要

- 開催日時 平成 26 年 5 月 22 日 (木) 14 : 00 ~ 15 : 30
- 開催場所 青森市役所 庁議室
- 出席委員 村上秀一委員、出雲祐二委員、風晴賢治委員、栗林理人委員、鹿内文子委員、杉本正委員、中嶋卓美委員、三浦裕委員、山内了介委員 計 9 名
- 欠席委員 亀田雅代委員、木村隆次委員、鹿内由記子委員 計 3 名
- 事務局 健康福祉部長 赤垣敏子、健康福祉部次長 和田孝行、健康福祉部参事高齢介護保険課長事務取扱 赤坂寛、浪岡事務所健康福祉課長 山口朋子、高齢介護保険課副参事 櫻庭勝、健康福祉政策課主幹 堀川慎一、高齢介護保険課主幹 野登浩一、高齢介護保険課主幹 柳谷勝司、高齢介護保険課主査 佐藤源志、高齢介護保険課主事 葛西光明 計 10 名
- 会議次第
- 1 開会
 - 2 臨時委員への委嘱状の交付
 - 3 健康福祉部長あいさつ
 - 4 審議案件
 - (1) 青森市高齢者福祉・介護保険事業計画 (第 6 期計画) の策定について
 - (2) 「青森市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例 (仮称) 」骨子案等について
 - 5 その他
 - 6 閉会

議事要旨

審議案件 (1) 青森市高齢者福祉・介護保険事業計画 (第 6 期計画) の策定について

事務局から、資料 1 のとおり、青森市高齢者福祉・介護保険事業計画 (第 6 期計画) 策定スケジュールについて説明があった。

意見、質疑応答

なし。

次に、事務局から、資料 2、参考資料 2 1 のとおり、青森市高齢者福祉・介護保険事業計画（第 6 期計画）の基本的事項等について説明があった。

意見、質疑応答

委員

資料 2 の 5 ページにおける項目 6 の「介護サービス情報の公表」について、数年前まで、県社協がやっていたが、中止された事業ではなかったか。

委員

中止されてはいないが、県から県社協に委託されて、希望する事業所だけが公表していたため、極めてごく一部の事業所の公表だけがなされている。

青森県では一部しか公表していないが、情報の公表という観点から、県民の皆さんがあらゆる介護の事業所を見ることができるようになれば、公表された内容を比較し、自分で選ぶことができる。

事務局

国において、地域包括ケアシステム構築の観点から、現在、公表されている介護サービスの事業所のほかに、地域包括支援センターと配食、見守り等の生活支援情報についても、本公表制度を活用し、情報発信を行っていくという意味で、新たにこの項目を設けたようである。

委員

今後、地域支援事業について、民間に対して公募していくという形になった場合、どういったところまで認めていくか気になるところである。

次に、事務局から、資料 3、参考資料 3-1、3-2 のとおり、高齢者の福祉・介護に関するアンケート調査（ニーズ調査）の結果報告について説明があった。

意見、質疑応答

委員

日常生活圏域というのは、地域包括支援センターの管轄のことでよいか。

委員

その通りである。

委員

資料 3 の 11 ページについて、高血圧の割合が高いということだが、この場合の高血圧の定義はなにか。

委員

アンケートの項目として、血圧の治療をしていますかという内容となっている。

委員

資料3の1ページについて、「市の独自の項目を追加した」ということだが、どのような項目を追加したのか。

事務局

参考資料3-2の13ページにおいて、「高齢者福祉サービスについて」とあるが、この項目以降を、市の独自の項目として追加したものである。

委員

資料3の4ページについて、非認定者のADLの概況の中で、点数が低い方というのは、要介護認定を受けられるはずだが、要介護認定を受けてないということか。

事務局

その通りである。お誘いはするが、拒否する方もいらっしゃる。

委員

戸別訪問のケースは除くということは、どういうことか。(資料3の1ページ)

事務局

アンケートで回答いただけなかった方について、日常生活圏域ごとにピックアップし、回答いただけなかった理由を把握するため、戸別に訪問し調査を行ったものである。

次に、事務局から、資料4のとおり、介護給付費及び日常生活圏域ごとの状況について説明があった。

意見、質疑応答

なし。

審議案件(2)「青森市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(仮称)」骨子案等について

事務局から、資料5のとおり、居宅介護支援・介護予防支援の基準を定める条例骨子案について説明があった。

意見、質疑応答

なし。

その他

事務局から、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定の取消しについて、口頭で報告があった。